

釜ヶ崎解放 1988 釜ヶ崎日雇労働組

6.27 でんわ(632)4273

このいけぐみ よこうち こうぎょう もとくみこうぎょう だんたいこうしやう
 鴻池組-横内工業-本組興業と団体交渉をおこない、
 よこうち ろうぎいぎん もとくみ け こうのいけ もとつけせきにん
 横内の労災金コババ・本組のもみ消し・鴻池の元請責任の
 じじつ かくにん そうぎ しょうり
 裏を確認!! 争議勝利をかちとるぞ!!

仲間たち

六月二十五日(土) 被害者本人をま

じえて、元請・鴻池組、下請、横内工

業、そして本組興業との団交をおこな

い、横内の労災金コババ、本組のも

み消し・鴻池の元請責任を確認した

(ウラ面の確約書)の事実

横内は、本人名簿の通帳にふりこま

れた労災の休業補償金を引きだして不

コババしたこと

本組は本人が字を

よめないことを利

用して、

労災の請

求をしな

いしこの

念書を書

いて本人

に印を押

させて、

アフェシ

本組が本人に書かせた念書



念書

私(ア下巻06 59 1135)は

昭和62年7月24日 浦安郵便局令印での

郵便については、治療と休業保障等は63年1月30日

を以て終了し、今後一切この郵便については不承中

に申しません。又後遺症清もいたしません。

休業保障金を全額領収するまで、今後一切

この件については書いかなることもあつても(肉保名方面)

に申しません。以上約します。

浦安郵便局北上町春日町袖津357
 比知ア下巻06 (印)

63年5月10日

本組興業 殿

高・土木・鉄筋仮枠大工・工事業
 株式会社 本組興業
 〒660 尼崎小坂瀬字後野19番地
 電話 大阪(06)484-5115・0890番

の不正受給を強要した事実を、は、キリと確認
 させた、
 いよいよ争議は大つめた、今後は、横内のネ
 コババの当人への事実確認と、本組のもみ消し
 行為への追及を中心に、争議勝利を具体的に
 ちとていく。
 仲間たち、争議勝利まで、本組に対する監視
 をしっかりとおこない、キチリと謝罪させて
 いく、

確約書

一九八八年六月二十五日午後七時より二十七日午後三時迄 久下さんの
 労災問題について、久下さんを含め、峯、崎、日産、労働
 組合と休業補償の未払及び療養生活が充分に保
 障出来なかつたことについて、事実確認会を行つた。
 結果一九八八年六月二十四日、六月二十五日の峯、崎、解散
 機関総て指摘された誤りを認め、深謝し以下通り
 早期解決に向け約束します。

一 早期解決に向け次回より交渉を六月二十七日午後三時
 行う。尚、場所については組合側で取り決める。

二 団交の際してその希々横内工業株式の根本部長を
 立ち合ませます。

三 横内工業株式の労災振込通帳を提出します。
 (提出日 団交日)

四 久下さんと本組との間で取り交わした念書を提出
 すると共に、封状カードのコピーと原本を各ご一切り
 貸借関係書類を提出します。(提出日は六月二十六日)

五 久下さんの傷病が完治する迄、応請以下責任をもち
 対処します。

六 労災手続の指導が至らなかつたことを深く反省し
 今後二度とこの様な事件が再発しない形改善の
 指導を約束します。

証

七 本人の療養生活が安心して出来るよう元請が
 保障します。

以上

一九八八年六月二十五日

株式会社 鴻池組 東京本店

労務安全部 副部長 兼 労務部長
 生天目 久三

株式会社 鴻池組 東京本店

建築部長
 生川 勝

株式会社 横内工業

代表取締役
 横内 良隆

株式会社 本組 興業

代表取締役
 国本 英貴

久下 憲昭 殿

至、崎、日産、労働組合 殿